

2.2 維持修繕内容

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
神奈川県境 ～川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	護岸	○	310m	8.7	310m	9.0	熱海市	伊豆山	有料道路
					2	熱海港海岸	渚	護岸	○	1,180m	8.4	1,180m	8.5
					堤防	◎	—	—	420m	7.0			
						○	1,110m	5.7 ~ 6.6	1,110m	7.0			
					胸壁	◎	—	—	410m	7.0			
					離岸堤		3基	—	—	—			
					陸開		1基	—	—	—			
					人工海浜		400m	—	—	—			
		多賀	熱海港海岸	多賀	護岸	○	2,130m	4.0 ~ 5.9	2,130m	7.0 ~ 9.0	熱海市	多賀	山林・荒地等、住宅地(密集)
					堤防	◎	—	—	110m	7.0			
	○				570m	~ 4.5	570m	7.0					
人工海浜					680m	—	—	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>伊豆半島ジオパーク 伊豆山ジオサイト 「走り湯」</p>	<p>熱海港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>伊豆半島ジオパーク 熱海ジオサイト 熱海市街 「大規模な温泉街の景観」 魚見崎ジオサイト 「錦ヶ浦」</p>	<p>熱海港利用者の利便性 熱海サンビーチ利用者の利用 渚親水公園利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>		<p>長浜海浜公園利用者の利用 長浜海水浴場利用者の利用 網代海水浴場利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
神奈川県境 ～川奈崎	網代	4	網代漁港海岸	網代	護岸		210m	7.0 ~ 8.0			熱海市	網代	山林・荒地等、住宅地 (密集)、漁村(過密)
					胸壁	◎	—	—	420m	6.0			
						○	300m	~ 3.1	300m	6.0			
					堤防	○	720m	3.1 ~ 7.0	720m	~ 7.0			
					陸開	○	6基	—	6基	—			
初島	5	初島漁港海岸	初島	護岸	○	470m	5.5 ~ 8.0	470m	7.0 ~ 8.0	熱海市	初島	山林・荒地等、商業業務 用地	
				陸開	○	3基	—	3基	—				
宇佐美	6	宇佐美漁港海岸	宇佐美	護岸	○	1,990m	1.8 ~ 6.2	1,990m	9.0	伊東市	宇佐美	山林・荒地等、住宅地 (密集)、公園、緑地、商 業地、道路等	
				堤防	○	490m	5.0	490m	9.0 ~ 12.0				
				胸壁	◎	—	—	340m	9.0				
伊東港	7	伊東港海岸	湯川・松原	護岸	○	2,550m	4.1 ~ 6.2	970m	7.5	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集)、商業、業 務用地、公園、緑地等	
				胸壁	◎	—	—	970m	7.5				
				離岸堤		4基	—	—	—				
	8	伊東港海岸	新井	堤防	◎	—	—	120m	7.5	伊東市	新井	住宅地(密集)、商業、業 務用地	
		護岸	○	1,580m	4.1 ~ 4.9	1,580m	7.5						

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク 網代ジオサイト 「立岩海岸」	網代漁港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>		伊豆半島ジオパーク 熱海エリア 初島ジオサイト 初島「段丘地形と地震性隆起」	初島漁港利用者の利便性 初島漁港利用のダイバー等の利便性
<p>年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：宇佐美・御石ヶ沢 大崎（宇佐美華山の溶岩流）	宇佐美漁港利用者の利便性 宇佐美海水浴場利用者の利用 宇佐美留田浜辺公園利用者の利用 宇佐美漁港海岸でのダイビングの利用環境
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊東温泉 松川（伊東温泉街の景観） 伊東八景「オレンジビーチ」 伊東八景「松川」	伊東港利用者の利便性 伊東オレンジビーチ海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊東八景「汐吹海岸」 伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝層、海食台と海食窪、岩脈）	

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
神奈川県境 ～川奈崎	川奈	9	伊東港漁海岸	川奈	護岸	○	1,440m	4.0 ~ 5.7	1,440m	5.5 ~ 6.5	伊東市	川奈	山林、荒地等
					胸壁	◎	—	—	470m	6.5			
川奈崎 ～爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港海岸	八幡野	堤防	◎	—	—	20m	9.5	伊東市	八幡野	山林、荒地等 住宅地(密集)
					護岸	○	160m	8.5 ~ 9.5	160m	9.5			
					胸壁	◎	—	—	50m	9.5			
		11	赤沢漁港海岸	赤沢	護岸	○	130m	5.5	130m	6.5	伊東市	赤沢	住宅地(点在) 漁港
					12	大川漁港海岸	大川	—	—	—	—	東伊豆町	大川
	稲取河津	13	北川漁港海岸	北川	護岸	○	550m	7.6	550m	8.0	東伊豆町	北川	道路 商業・業務用地
					陸間	○	3基	—	3基	—			
		14	東伊豆海岸	熱川・高磯	護岸	○	1,560m	5.7 ~ 8.0	1,560m	7.0 ~ 8.5	東伊豆町	熱川・高磯	商業・業務用地
		15	片瀬漁港海岸	片瀬	護岸	○	840m	7.3	840m	7.5	東伊豆町	片瀬	山林、荒地等 住宅地(密集) 商業・業務用地
	陸間				○	11基	—	11基	—				
	16	白田漁港海岸	白田	護岸	○	290m	6.6 ~ 7.4	290m	7.0 ~ 7.5	東伊豆町	白田	住宅地(密集)	
				胸壁	◎	—	—	70m	7.0				
				陸間	○	6基	—	6基	—				
	17	稲取漁港海岸	新田	護岸	○	440m	6.3	440m	6.5	東伊豆町	新田	山林、荒地等 道路	
				胸壁	◎	—	—	210m	5.5				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝層、海食台と海食窪、岩脈） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	川奈海水浴場利用者の利用 川奈いるか浜公園利用者の利用 川奈港でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：城ヶ崎海岸南 八幡野漁港北（大室山溶岩流の地形と断面） 橋立（大室山溶岩流の断面と柱状節理、城ヶ崎海岸の景観） ジオサイト名：伊雄山・赤窪 八幡野漁港南（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	八幡野漁港利用者の利便性 八幡野漁港海岸でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊雄山・赤窪 赤沢漁港（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	赤沢漁港利用者の利便性 赤沢漁港海岸でのダイビングの利用環境
		富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	大川漁港利用者の利便性
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観 伊豆半島ジオパーク熱川・北川ジオサイト穴切海岸遊歩道「天城火山の溶岩流と流理、海食洞、大室山と伊豆高原の地形景観」／北川温泉「刻印石、伊豆高原の地形景観」	北川漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	熱川YOU湯ピーチ利用者の利用
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	片瀬漁港利用者の利便性の確保
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	白田漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
川奈崎 ～爪木崎	稲取河津	18	稲取漁港海岸	材木田	胸壁	◎	—	—	610m	5.5 ~ 7.0	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)
		19	稲取漁港海岸	東	護岸	○	150m	7.6	150m	8.0	東伊豆町	東	道路
					堤防	○	190m	6.4 ~ 7.1	190m	6.5 ~ 7.5			
	20	稲取漁港海岸	志津摩	護岸	○	550m	6.1	550m	6.5	東伊豆町	志津摩	農地・商業・業務用地 道路	
				堤防	○	130m	6.1	130m	6.5				
				陸間		1基	—	—	—				
	21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷津	護岸	○	900m	4.7 ~ 7.1	900m	5.5	河津町	見高・浜・谷津	農地、住宅	
					◎	—	—	1,170m	5.5				
				陸間	○	3基	—	3基	—				
				離岸堤		4基	—	—	—				
22	白浜漁港海岸	白浜	検討中		—	—	—	5.5	下田市	白浜	住宅		
外浦	外浦漁港海岸	外浦	護岸	○	370m	3.5	370m	6.0	下田市	外浦	住宅地(密集)		
			陸間		3基	—	—	—					
			水門		1基	—	—	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性 稲取ウキウキピーチ利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下河津漁港利用者の利便性 今井浜海水浴場利用者の利用 河津浜海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク白浜海岸ジオサイト 白浜海岸「石灰質砂岩」	白浜漁港利用者の利便性 白浜大浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	外浦漁港利用者の利便性の
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	護岸	◎	—	—	570m	8.0	下田市	須崎	住宅地(密集)
						○	610m	4.5	610m	8.0			
					陸間		2基	—	—	—			
下田	25	下田港海岸	柿崎	堤防	◎	—	—	830m	4.0	下田市	柿崎	住宅地(密集)	
					○	580m	4.0	580m	4.0				
				護岸	◎	—	—	90m	4.0				
					○	180m	4.0	180m	4.0				
				水門		2基	—	—	—				
				陸間		1基	—	—	—				
下田	26	下田港海岸	武力浜	堤防	◎	—	—	380m	4.0	下田市	武力浜	住宅地(密集)	
					◎	—	—	970m	11.0				
吉佐美	28	吉佐美漁港海岸	多々戸、入田	護岸	○	230m	5.3	230m	13.5	下田市	多々戸、入田	山林・荒地等	
					◎	—	—	590m	13.5				
				29	吉佐美海岸	前磯、喜背谷	堤防	○	330m				6.0
検討中	◎	—	—					検討中	13.5				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク爪木崎ジオサイトタカンバ海岸「隆起海岸地形、爪木崎段丘の遠望」／爪木崎西（磯磯）「シルと柱状節理」	須崎漁港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク下田港ジオサイト柿崎弁天島「斜交層理、生痕化石、波食台、下田の歴史」	下田港利用者の利便性 柿崎海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性 鍋田海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	吉佐美漁港利用者の利便性 多々戸海水浴場利用者の利用 入田浜海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト吉佐美大浜「水底土石流と水冷火山弾、海食洞と隆起貝層」 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ハマボウ群落の環境保全	吉佐美海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況							
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況					
爪木崎 ～田子湾	田牛	30	田牛漁港海岸	田牛	護岸	○	440m	5.5 ~ 7.0	440m	11.0	下田市	田牛	住宅地(密集)				
	手石	31	手石港海岸	湊・手石	堤防	○	300m	4.5	300m	8.0 ~ 8.5	下田市	湊	住宅地(点在)				
						◎	—	—	750m	8.0							
	下流	32	小稲漁港海岸	小稲	堤防	◎	—	—	340m	7.0	南伊豆町	小稲	住宅地(密集)				
						33	下流漁港海岸	下流	護岸	○				130m	7.5	130m	9.0
										◎				—	—	580m	9.0
										消波堤				1基	—	—	—
										陸間				○	9基	—	9基
	34	大瀬漁港海岸	大瀬	護岸	◎	—	—	500m	9.0	南伊豆町	大瀬	住宅地(点在)、公共施設					
	石廊崎	35	石廊崎漁港海岸	本瀬	—	—	—	—	—	南伊豆町	本瀬	住宅地(点在)					
	三坂	36	三坂漁港海岸	中木	護岸	○	110m	4.5	110m	12.5	南伊豆町	中木	住宅地(密集)、道路、船揚場				
						◎	—	—	100m	12.5							
胸壁						○	80m	4.5	80m	12.5							
陸間						○	5基	—	5基	—							
37						三坂漁港海岸	入間	護岸	◎	—				—	180m	12.5	
	○	210m	12.5	210m	12.5												

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト 田牛サンドスキー場「堆砂、水底溶岩流と水底土石流、水底火山弾、岩脈」 ／竜宮窟「海食洞の天窓、海底にたまった火山灰の地層など」	田牛漁港利用者の利便性 田牛海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク弓ヶ浜ジオサイト 弓ヶ浜「砂嘴の発達と砂浜の成立」	手石港利用者の利便性 弓ヶ浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小瀬漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下流漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	大瀬漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	石廊崎漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク奥石廊崎ジオサイト 中木付近「海底地形の噴出物と火山の根、伊豆半島沖地震の崩壊跡」	三坂漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	三坂漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
爪木崎 ～田子湾	南伊豆吉田	38	南伊豆海岸	吉田	堤防	○	270m	8.5	270m	12.0	南伊豆町	吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)
					水門	○	1基	—	1基	—			
妻良	39	妻良漁港海岸	妻良	護岸	◎	—	—	80m	6.0	南伊豆町	妻良	住宅地(密集)	
				胸壁	○	110m	4.5	110m	6.0				
				水門		1基	—	—	—				
				陸開		2基	—	—	—				
	40	妻良漁港海岸	子浦	護岸	○	460m	6.0	460m	6.0	南伊豆町	子浦	住宅地(密集)	
				胸壁	○	30m	6.0	30m	6.0				
				水門	○	3基	—	3基	—				
				陸開	○	9基	—	9基	—				
	41	伊浜漁港海岸	落居	護岸	○	540m	6.0 ~ 10.2	540m	16.0	南伊豆町	落居	住宅地(密集)	
	42	伊浜漁港海岸	伊浜	護岸	○	1,320m	7.5 ~ 8.6	1,320m	16.0	南伊豆町	伊浜	住宅地(点在)	
				消波堤		1基	—	—	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	妻良漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 ウバメガシ群落	妻良漁港利用者の利便性 子浦海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	妻良	43	伊浜海岸	伊浜	堤防	○	660m	7.0	660m	16.0	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等
						◎	—	—	90m	10.0			
						○	80m	6.4	110m	10.0			
	雲見	44	雲見漁港海岸	雲見	堤防	○	20m	6.4	20m	10.0	松崎町	雲見	住宅地(密集)
						◎	—	—	310m	12.5			
						○	20m	5.0	20m	12.5			
	石部	45	石部漁港海岸	石部	護岸	○	1基	—	1基	—	松崎町	石部	住宅地(密集)
						◎	—	—	60m	14.0			
						○	7基	—	7基	—			
	岩地	46	岩地漁港海岸	岩地	堤防	○	540m	6.0	540m	11.0	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務 用地
						◎	—	—	150m	11.0			
						○	40m	6.0	40m	11.0			
松崎	47	松崎港海岸	松崎	堤防	○	4基	—	—	—	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務 用地	
					◎	—	—	—	—				
					○	10基	—	10基	—				
					○	150m	6.0	150m	11.0				
					○	40m	6.0	40m	11.0				
松崎	47	松崎港海岸	松崎	堤防	○	40m	6.0	40m	11.0	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務 用地	
					◎	—	—	—	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	雲見漁港利用者の利便性 雲見海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	石部漁港利用者の利便性 石部海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	岩地漁港利用者の利便性 岩地海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、大潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク松崎・桜田ジオサイト 伊豆半島「海底を流れた溶岩流」	松崎港利用者の利便性 松崎海水浴場の利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、大潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	松崎	48	仁科漁港海岸	大浜	護岸	○	570m	6.4	570m	11.0	西伊豆町	大浜	住宅地(密集)
					水門	○	20m	5.0	20m	11.0			
					陸開	○	13基	5.0	13基	11.0			
		49	仁科漁港海岸	安城	護岸	○	50m	5.0	50m	11.0	西伊豆町	安城	道路 住宅地(点在)
		50	仁科漁港海岸	浜	護岸	○	220m	5.0	220m	8.0	西伊豆町	浜	住宅地(密集) 商業・業務 用地
					堤防	◎	—	—	330m	8.0			
					水門	○	10m	5.0	10m	8.0			
					陸開	◎	—	—	1基	8.0			
					○	8基	5.0	8基	8.0				
	51	仁科漁港海岸	鍛冶屋浜	護岸	○	110m	6.0	110m	8.0	西伊豆町	鍛冶屋浜	斜路	
	52	仁科漁港海岸	乗浜	護岸	○	370m	5.0 ~ 7.1	370m	8.0	西伊豆町	乗浜	商業・業務用地	
	田子	田子漁港海岸	本宮	—	—	—	—	—	—	西伊豆町	本宮	道路 住宅地(点在)	
				54	井田子	護岸	○	540m	5.0	540m	7.5	西伊豆町	井田子
水門						○	20m	5.0	20m	7.5			
陸開	○	13基	5.0	13基	7.5								

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク堂ヶ島・仁科港ジオサイト枯野公園付近「海底火山の溶岩流、土石流と荷重痕」	仁科漁港利用者の利便性
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子瀬浜海水浴場利用者の利用
定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況		
爪木崎 ～田子湾	田子	55	田子漁港海岸	大田子	護岸	○	660m	4.3 ~ 5.0	660m	7.5	西伊豆町	大田子	住宅地(密集)	
					水門	○	20m	5.0	20m	7.5				
					陸開	○	9基	5.0	9基	7.5				
田子湾 ～大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	護岸	○	440m	4.0	440m	9.0	西伊豆町	網屋崎	住宅地(密集)	
					57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	胸壁	○	490m				3.5 ~ 4.5
		57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	護岸	○	140m	4.5	140m	5.5				
					水門	○	20m	3.5 ~ 4.5	20m	5.5				
					陸開	○	13基	4.5	13基	5.5				
					58	安良里漁港海岸	坂本	堤防	○	470m	6.0	470m	9.0	西伊豆町
		58	安良里漁港海岸	坂本	水門	○	10m	6.0	10m	9.0				
					陸開	○	6基	6.0	6基	9.0				
		宇久須	59	宇久須港海岸	宇久須	堤防	○	430m	6.0	690m	8.5	西伊豆町	宇久須	住宅地(密集)
						胸壁	○	590m	6.0	450m	8.5			
水門	○					2基	—	2基	—					
陸開	○					16基	—	16基	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性 大田子海水浴場利用者の利用
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里漁港利用者の利便性
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	宇久須港利用者の利便性 宇久須海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	地域	状況
田子湾 ～大瀬崎	宇久須	60	宇久須港海岸	深田	護岸	○	530m	4.0	530m	8.5	西伊豆町	深田	住宅地(密集)
					離岸堤		2基	—	—	—			
					人工リーフ		1基	—	—	—			
八木沢 小下田	61	小下田漁港海岸	米崎	護岸	○	90m	7.1	110m	7.5	伊豆市	米崎	山林・荒地等 住宅地 (点在)	
				陸開	◎	—	—	1基	7.5				
	62	小下田漁港海岸	清藤	護岸	○	250m	6.1 ~ 6.4	370m	7.5	伊豆市	清藤	農地 住宅地(点在)	
				陸開	○	1基	6.1	1基	7.5				
	63	八木沢漁港海岸	西浜	護岸	○	450m	5.1	490m	7.5	伊豆市	西浜	住宅地(密集)	
				胸壁	○	200m	5.1	200m	7.5				
				陸開	○	3基	5.1	3基	7.5				
	64	八木沢漁港海岸	八木沢	胸壁	○	70m	5.1	60m	7.5	伊豆市	八木沢	住宅地(密集)	
				陸開	○	1基	5.1	1基	7.5				
	65	八木沢漁港海岸	小池	護岸	○	480m	5.1	600m	7.5	伊豆市	小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)	
				胸壁	○	80m	5.1	90m	7.5				
				陸開	○	6基	5.1	6基	7.5				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや躯体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>平成16年台風22号により被災施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	<p>小下田漁港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	<p>小下田漁港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	<p>八木沢漁港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	<p>八木沢漁港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>施設の背後に住宅地が密集</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園の優れた景観</p>	<p>八木沢漁港利用者の利便性</p>

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況		
田子湾 ～大瀬崎	土肥	66	土肥港海岸	屋形	堤防	○	650m	3.5	650m	9.0	伊豆市	屋形	住宅地(密集) 商業・業務 用地	
						◎	—	—	60m	9.0				
					護岸	○	230m	1.0	230m	9.0				
					離岸堤		1基	—	—	—				
					突堤		3基	—	—	—				
					水門	○	2基	—	2基	—				
					陸開	○	12基	—	12基	—				
		67	土肥港海岸	大藪	堤防	○	70m	5.5	70m	9.0	伊豆市	大藪	住宅地(密集)	
						護壁	○	450m	5.5	450m				9.0
						陸開	○	4基	—	4基				—
		68	土肥港海岸	小土肥	堤防	○	400m	6.0	400m	9.0	伊豆市	小土肥	農地 住宅地(点在)	
						◎	—	—	70m	9.0				
					離岸堤		2基	—	—	—				
					水門	○	1基	—	1基	—				
					陸開	○	3基	—	3基	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性 土肥海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小土肥海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、10cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
田子湾 ～大瀬崎	戸田	69	戸田漁港海岸	御浜	堤防	○	1,230m	1.4 ~ 8.1	1,230m	5.5 ~ 6.0	沼津市	御浜	公園・緑地等
						◎	—	—	360m	5.5			
					離岸堤		2基	—	—	—			
					突堤		2基	—	—	—			
	70	戸田漁港海岸	大浦	胸壁	○	370m	2.0 ~ 2.7	370m	5.5	沼津市	大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)	
					◎	—	—	1,390m	5.5				
				陸開	○	2基	—	2基	—				
	71	戸田漁港海岸	中島	胸壁	○	130m	2.0	130m	5.5	沼津市	中島	住宅地(密集)	
					◎	—	—	410m	5.5				
				陸開	○	1基	—	1基	—				
	72	戸田漁港海岸	沢海	堤防	◎	—	—	920m	5.5	沼津市	拓海	住宅地(点在)	
	73	井田漁港海岸	井田	護岸	○	520m	5.0	520m	6.0	沼津市	井田	農地 住宅地(点在)	
堤防				○	220m	5.0	220m	6.0					
陸開					10基	—	—	—					

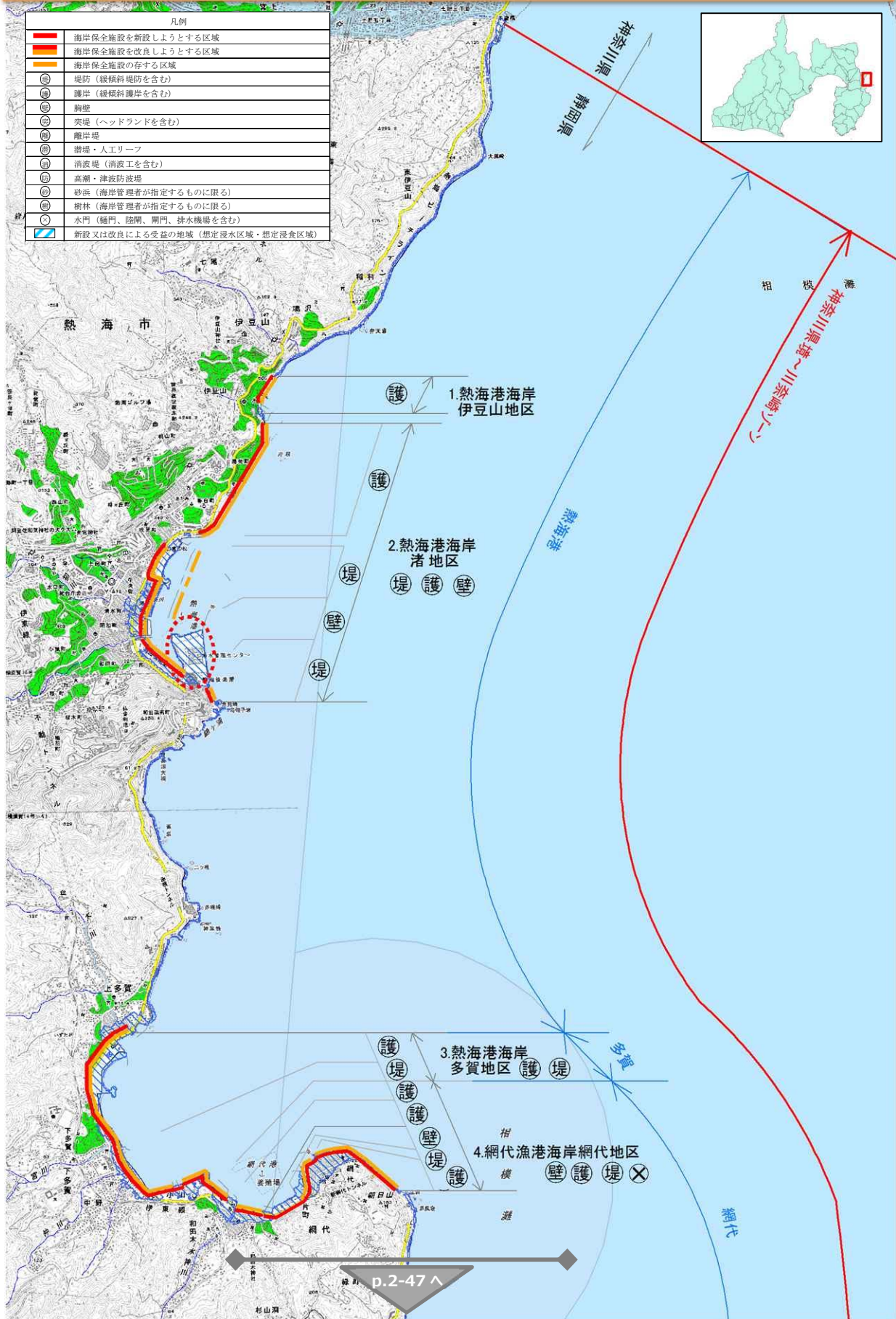
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク戸田ジオサイト御浜岬「砂嘴の地形、駿河湾深海生物館、ディアナ号の錨、達磨火山の溶岩流と浸食地形の景観」 御浜岬のイスマキ群生地	御浜海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的な点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的な点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク井田ジオサイト井田南「井田火山の溶岩流、砂嘴と明神池」 井田北「井田火山の溶岩流」	井田漁港利用者の利便性 井田海水浴場利用者の利用
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的な点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

2.3 維持修繕図

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No1～4)

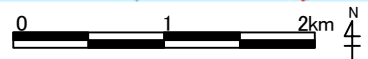
1/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

2-46

1:50,000



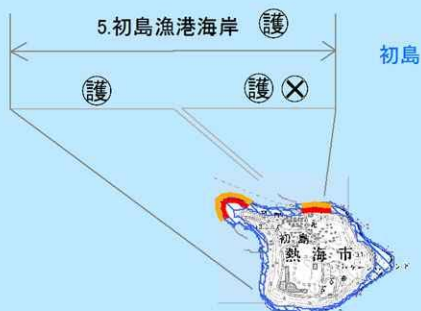
伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

2/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	遊堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）



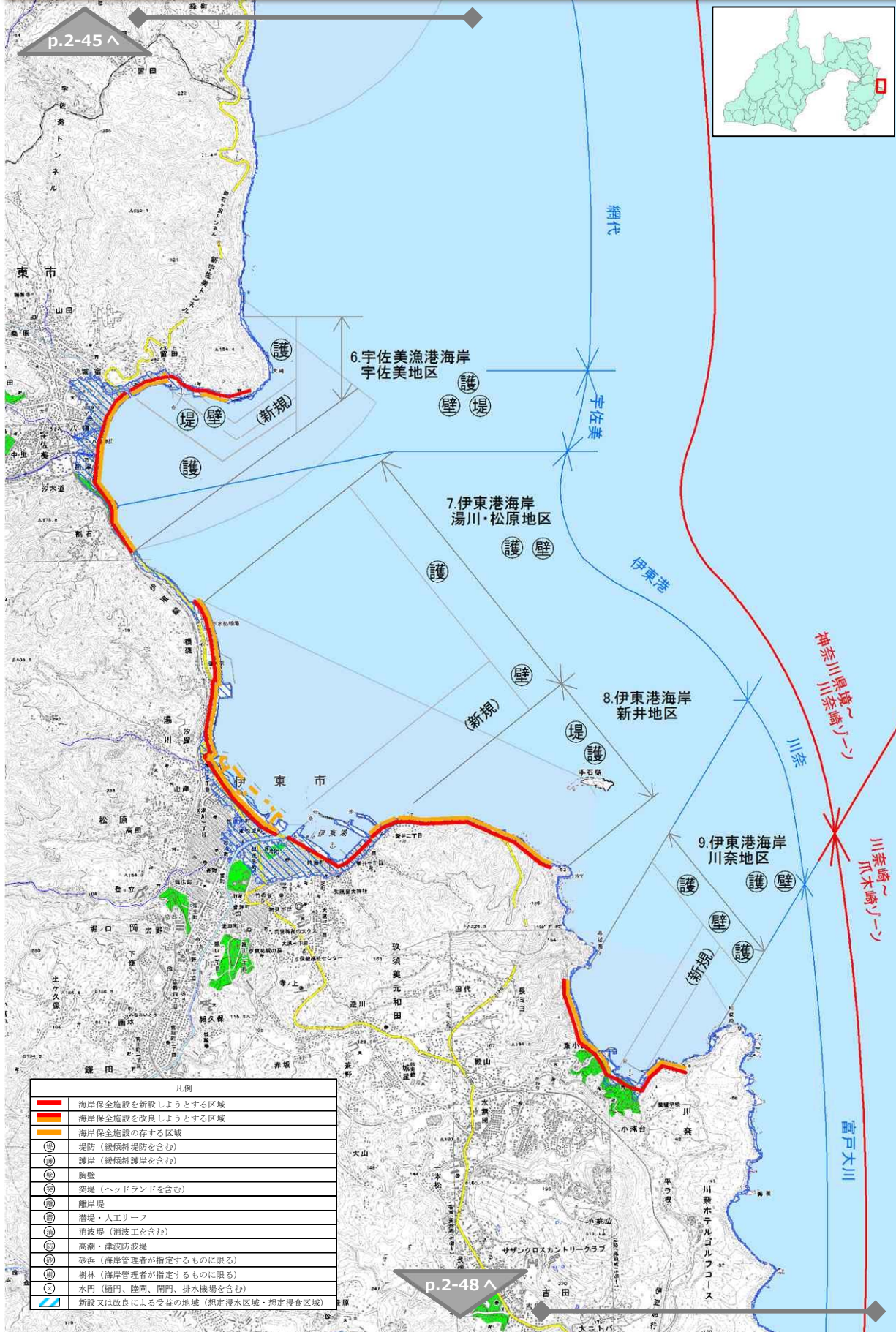
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)

3/13



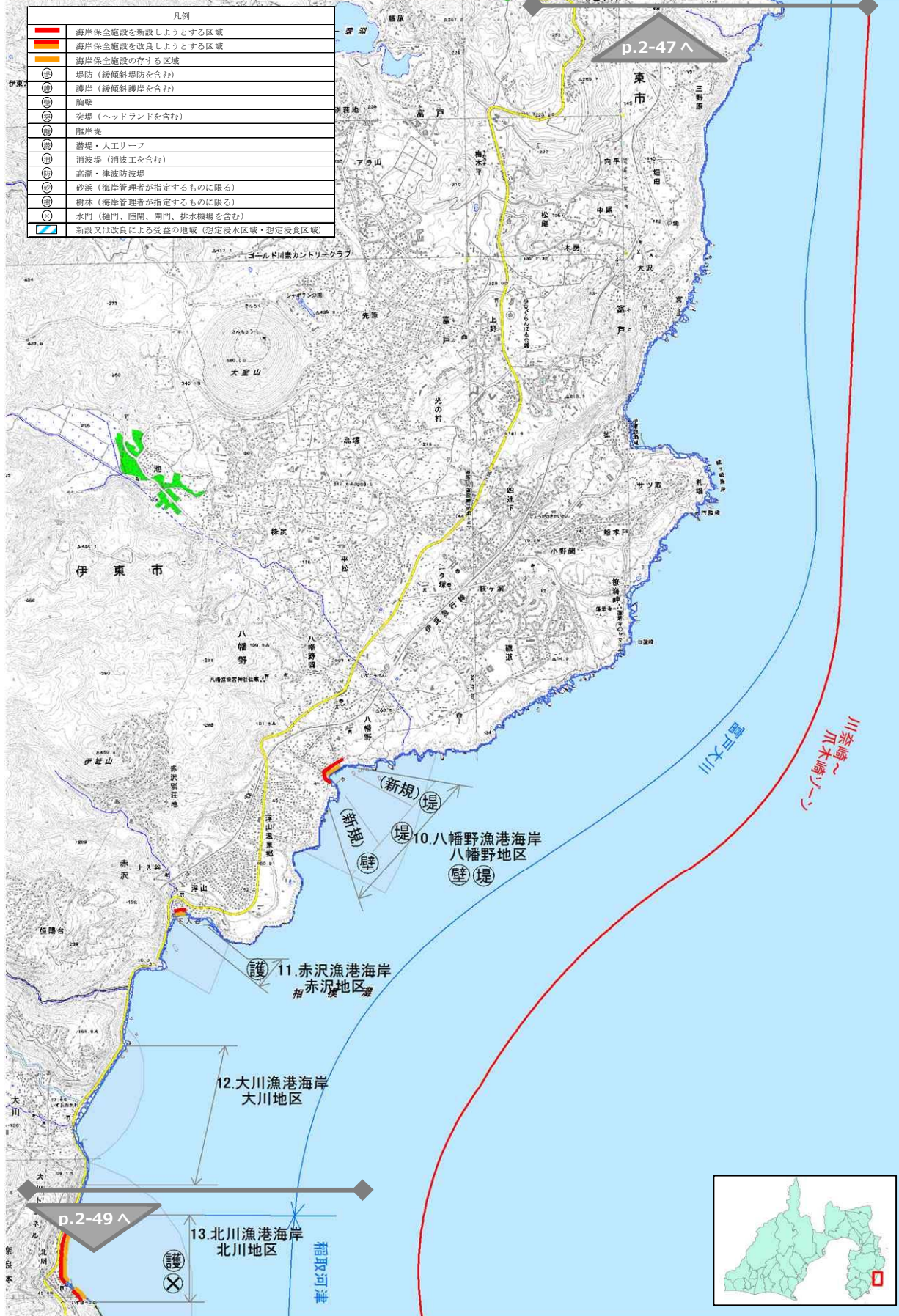
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	遊堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No10～13)



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存在する区域
防	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
胸	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
高	高潮・津波防護堤
砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
水	水門（橋門、陸門、開門、排水機場を含む）
新	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

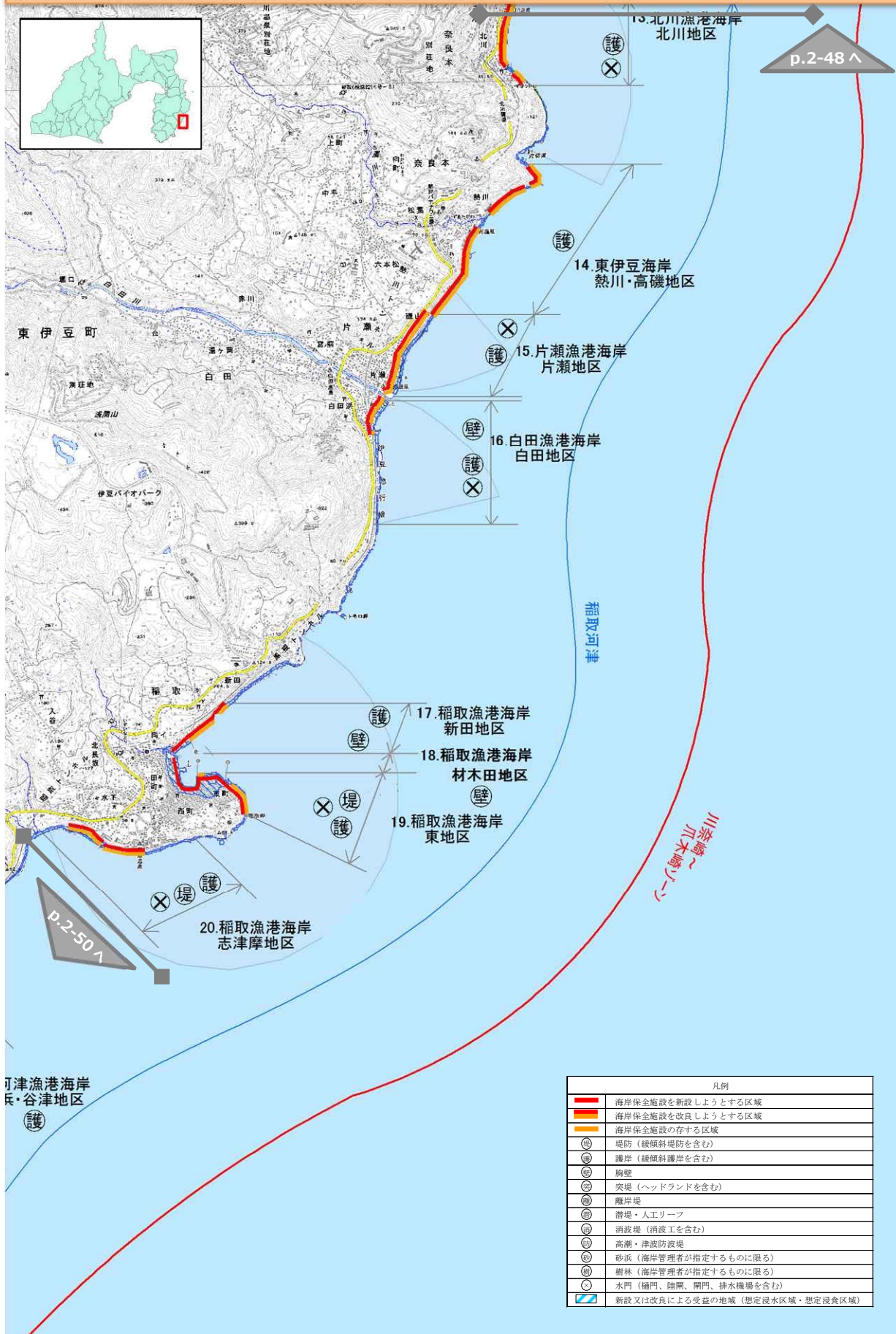
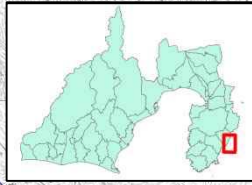
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13



p.2-48 ^

p.2-50 ^

町津漁港海岸
氏・谷津地区

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点

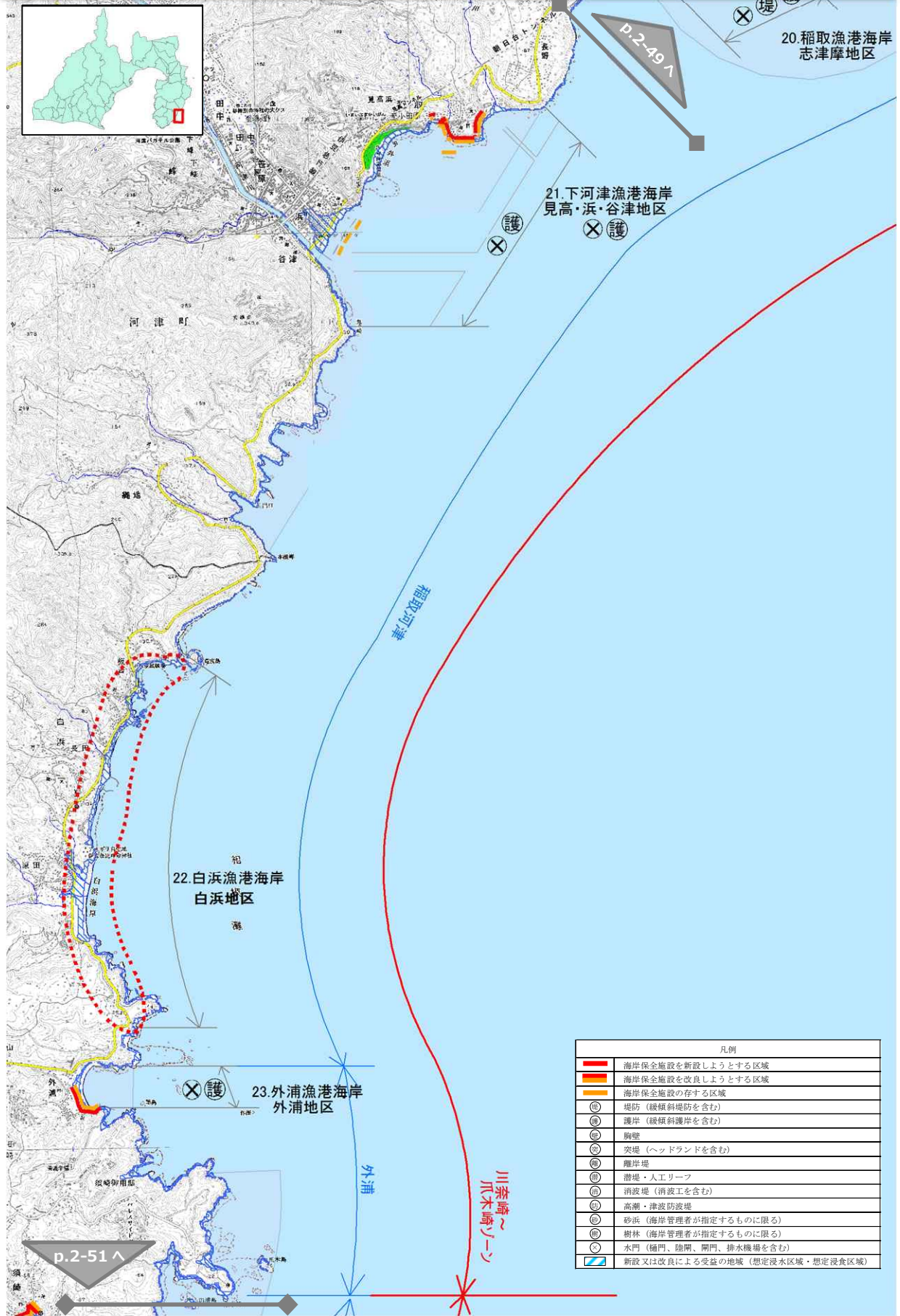
2-50



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

6/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

→:ゾーンの起終点 - :地域海岸の起終点

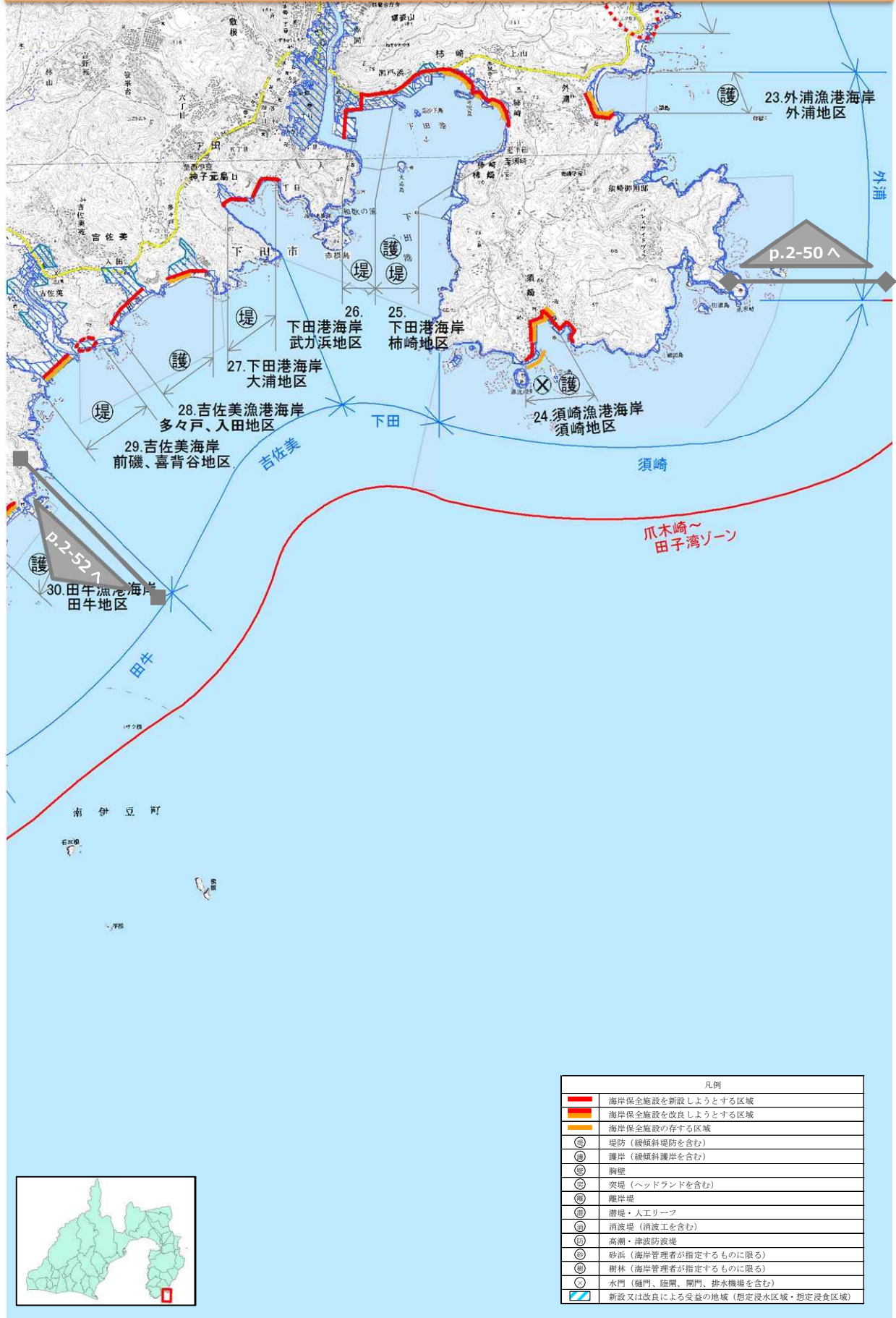
2-51

1:50,000 0 1 2km N

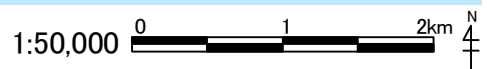
伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

7/13



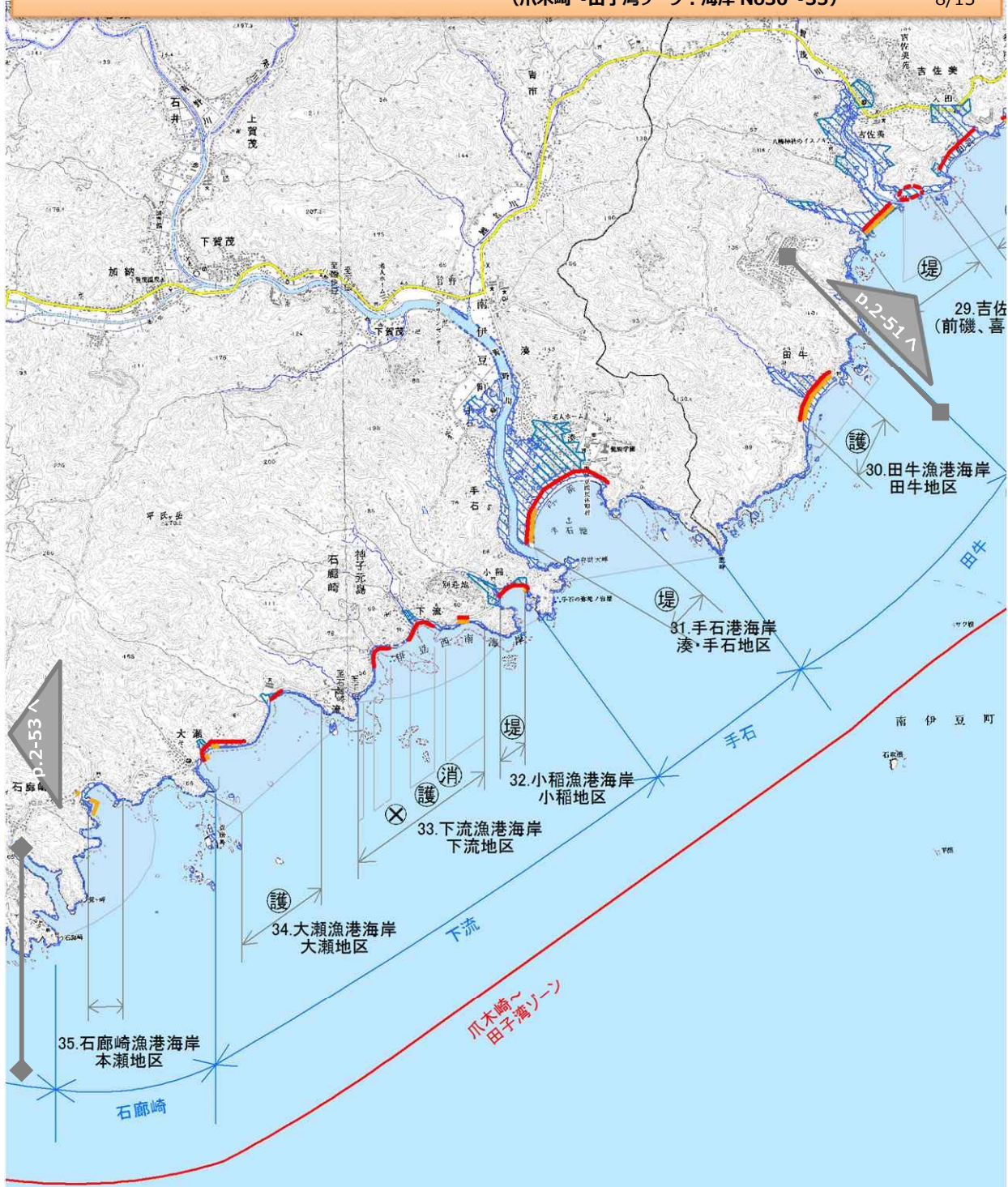
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



p.2-53

p.2-53



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	借堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

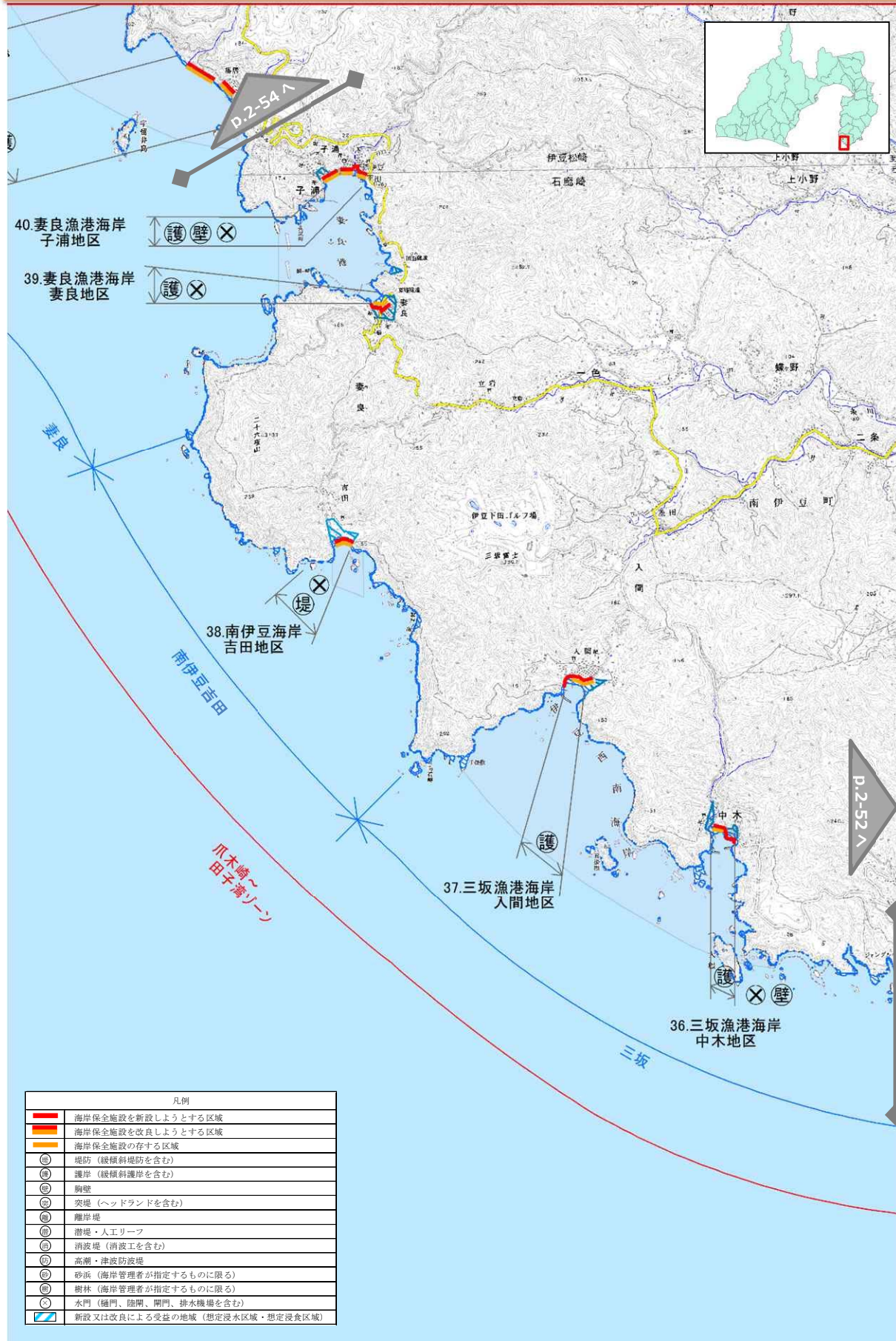
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No36～40)

9/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

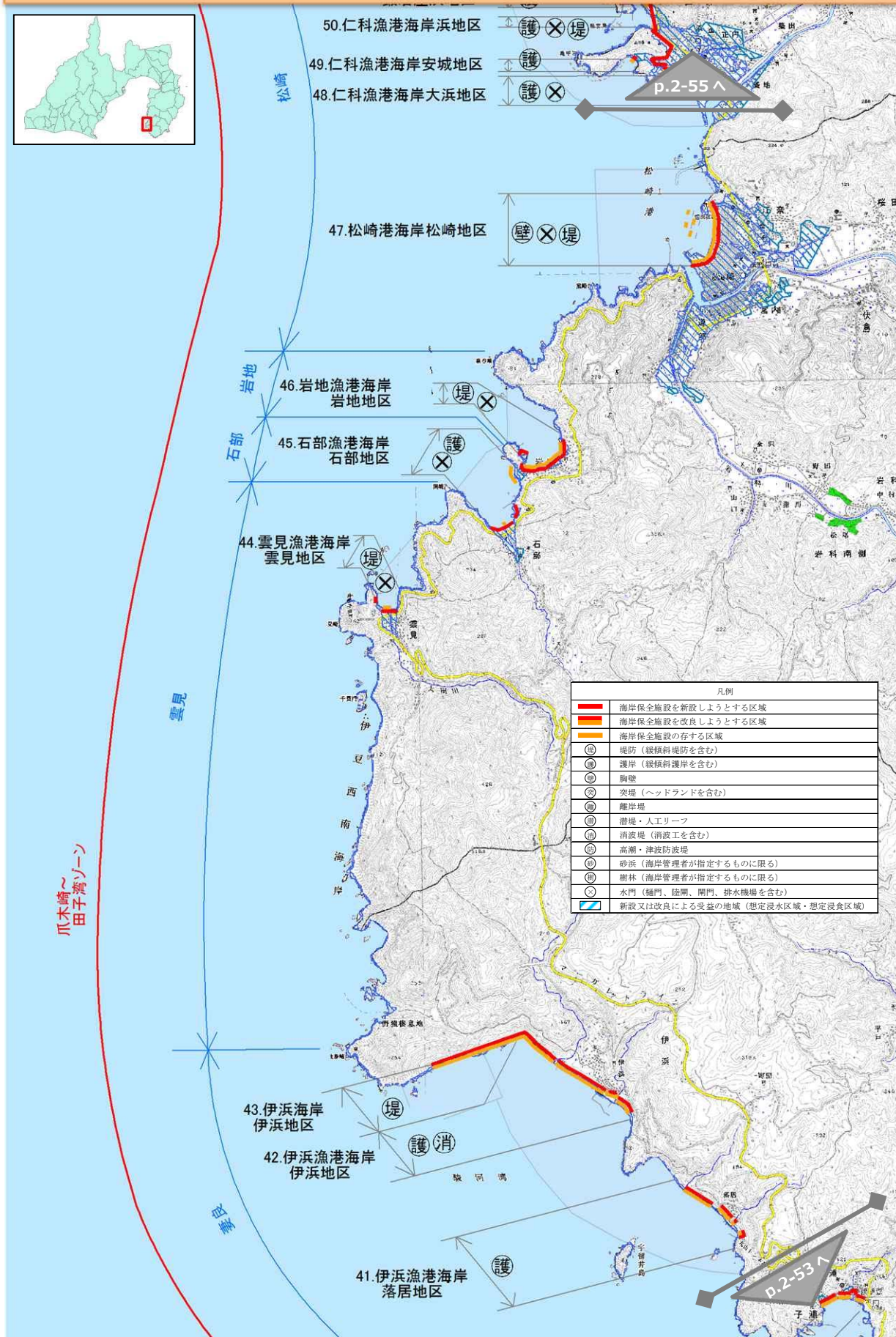
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



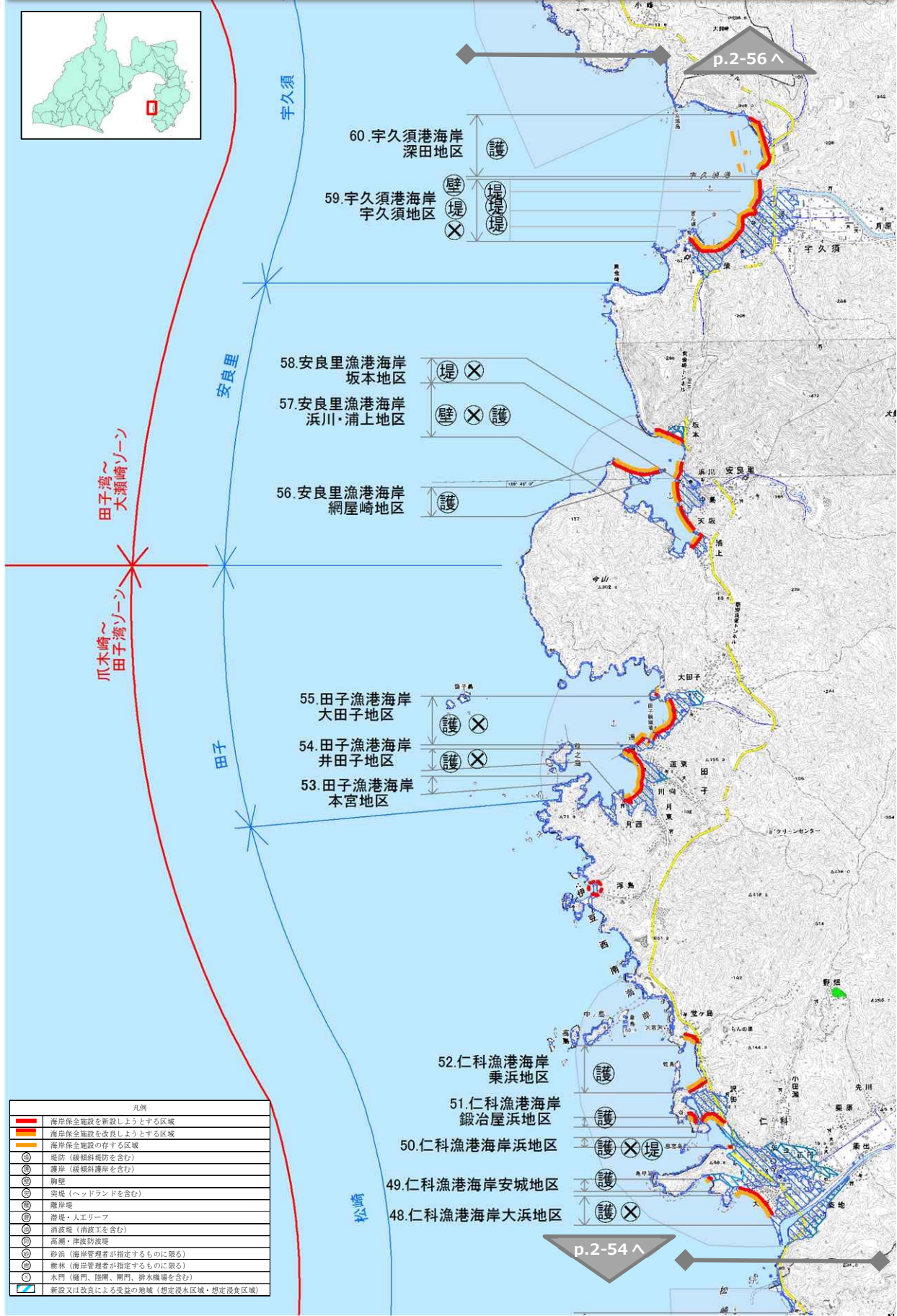
→:ゾーンの起終点 ⇨:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

11/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高瀬・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閉門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

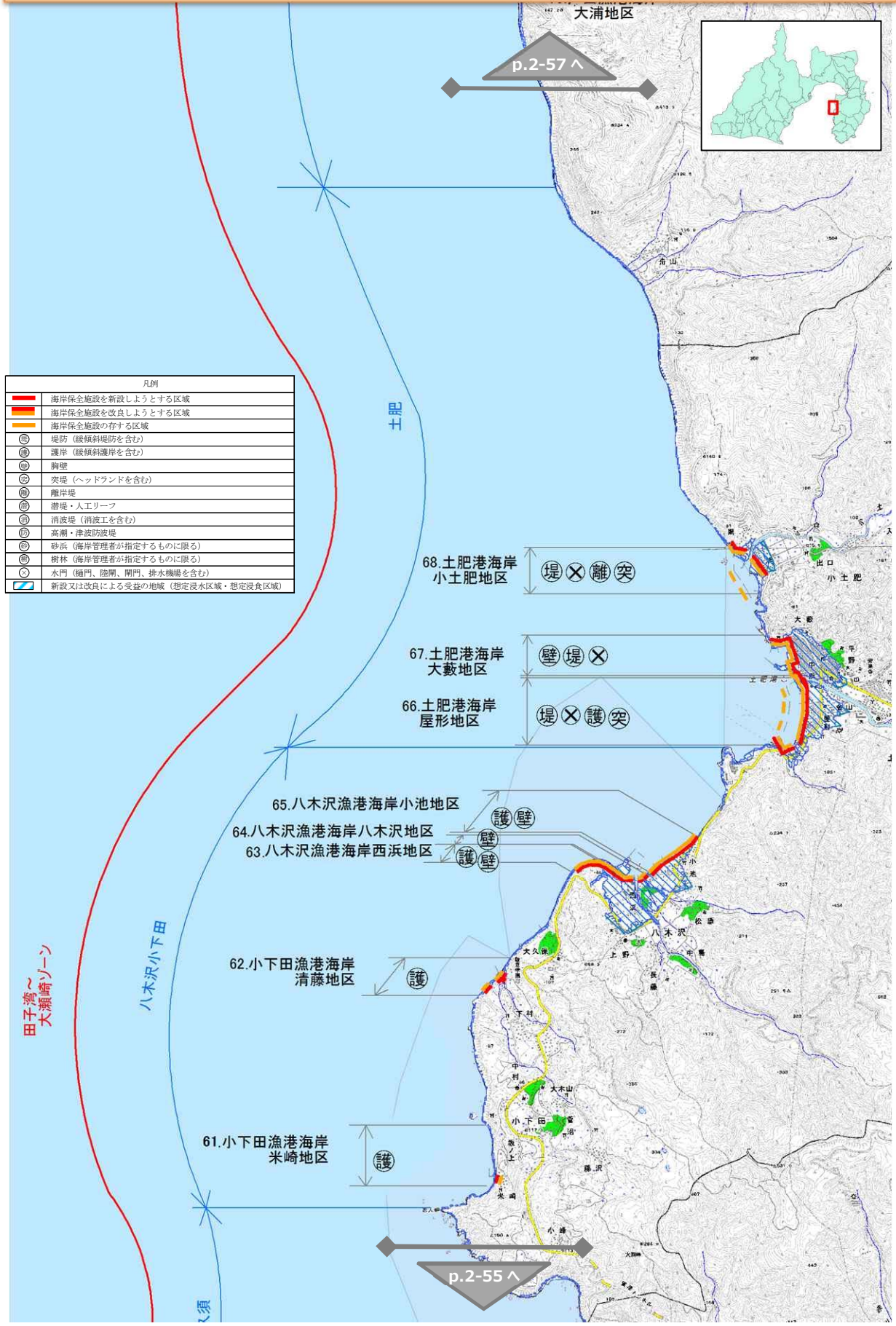
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾~大瀬崎ゾーン：海岸 No61~68)

12/13



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
◎	堤防（緩傾斜堤防を含む）
◎	護岸（緩傾斜護岸を含む）
◎	胸壁
◎	突堤（ヘッドランドを含む）
◎	離岸堤
◎	潜堤・人工リーフ
◎	消波堤（消波工を含む）
◎	高潮・津波防護堤
◎	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
◎	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
◎	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
◎	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

→:ゾーンの起終点 ⇄:地域海岸の起終点

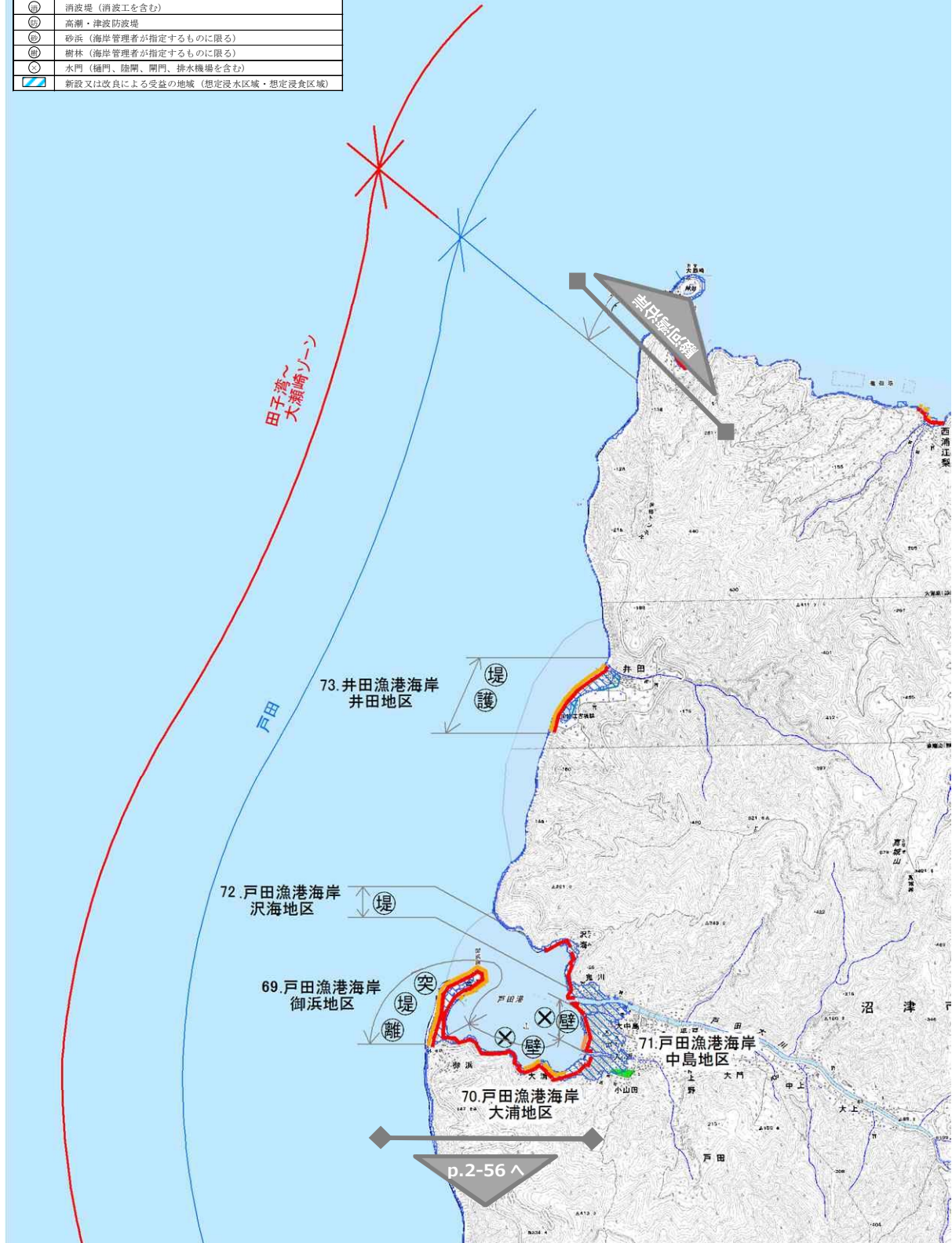


伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機構を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



用語集

越波（えっぱ）

堤防や護岸の高さが波の打上げ高に比べ低いとき、打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

沿岸漂砂（えんがんひょうさ）

沿岸漂砂は、波、または沿岸流という海岸線に平行な流れなどによって生じる土砂の移動、もしくは移動する土砂のこと。海岸侵食・堆積に深く関わる。

海岸域（かいがんいき）

陸と海と相接する地帯を海岸といい、広義には浜から陸に向かってわずかの広さを有する地帯、狭義には陸地の傾斜が海に向かって急になった海岸崖部を指すが、一般的には、その範囲は明確になく、通常海岸線一帯を海の部分を含めて海岸あるいは沿岸と呼ぶことが多い。

海岸行政において、海岸延長を体系的には把握し、名称の統一を図るため、海岸を大・中・小・に分類している。大分類に格闘する海岸を沿岸、中部類を海岸、小部類を地区海岸という。

海岸工学において対象とする範囲は、内陸との境界から海岸線を超えて沖合数キロメートルまでの部分をいう。

海岸線は、一般には海と陸との境界をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などをいい、これらから陸側が海岸であり、この海側の砂又は礫（レキ）の部分を含めて海幅の部分を含めて浜という。これに対し、海水面と海浜との境界線を汀線という。汀線は変形と潮位変化によって常に変動しているが、潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれている。

海岸保全区域（かいがんほぜんくいき）

公共海岸の内、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

海岸法に基づき指定された海岸保全区域内にある堤防、護岸、突堤その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいい、別に認定その他の手続きにより特定される措置はとられず、当該施設の設置者、管理者又は所有者の移管を問わない。主な海岸保全施設としては、海岸堤防、海岸護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、ヘッドランド等がある。

海食崖（かいしょくがい）

通常、侵食や風化作用に対しての抵抗力がある強い岩石によって形成されている。一般的に、海岸沿いにある崖の他にも山岳地帯にもあり、川に沿って存在するものもある。崖を形成する主な堆積岩は砂岩、石灰岩、チョークである。花崗岩や玄武岩などの火成岩もしばしば崖を形成する。海岸沿いにある崖は海食崖（かいしょくがい）で、波の侵食によってできる。

胸壁（きょうへき）

河川・海岸の堤防上、橋台の背面などに設けて、波浪などを防ぐ壁体。

計画高潮位（けいかくこうちょうい）

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

最大潮位偏差（さいだいちょういへんさ）

実際の潮位の推算潮位（潮位の予報値）からの最大偏差を最大潮位偏差という。ただし、推算潮位の中で、気象潮である年周潮成分の予測精度は悪いので、月平均潮位について観測値が推算値に一致するように各月の規準面を調節しておいてから、潮位偏差を計算するのが普通である。潮位偏差を起こす原因は種々あるが、気象擾乱によって起こされる高潮（たかしお）が、その代表的なものである。

朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

サンドバイパス

海岸に港などの構造物がつくられた場合、砂の流れ（漂砂）が港によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手にあたる港の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂がなくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、港の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。

サンドリサイクル

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この工法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。

消波堤（しょうはてい）

消波堤は、汀線付近もしくは、これより陸側に設置し、背後の土砂等の流失抑制、消波又は波高減衰させること等により、汀線又は崖の後退を防止する構造物をいう。

人工リーフ（じんこうりーふ）

亜熱帯地方の海岸に見られるサンゴ礁（coral reef）の有する優れた波浪制御機能に着目したもので、沖合の海中に没する構造物を人工的に築造することにより波を消波させ海浜の安定化を図る。景観を損なうことがないので、海岸環境の保全、多様な海浜利用との調和が図れる。

侵食（しんしょく）

侵食とは汀線が後退したり、前浜の部分が減少あるいは消失したり、浜がけが削られ後退することをいう。

浸水（しんすい）

浸水は、水による災害、すなわち洪水や高潮などによって発生する水害。

高潮（たかしお）

一般に気圧低下による海水の吸上げと、風の吹き寄せ等による海水の堆積作用により海面が異常に上昇する現象をいう。

津波（つなみ）

地震による海底の地殻変動、海底火山の爆発などにより、海面が一時的に上昇、下降しこの海面変化が比較的波長の長い波となって海面を伝播する現象をいう。津波は浅海部では海底地形の影響などを受け、波高が急速に高くなり、陸上に達すると斜面に沿って這い上がる遡上現象を起こすことがある。

津波防災ステーション（つなみぼうさいすてーしょん）

発生した地震の情報、それによって引き起こされる津波の情報等を入手して、それらを有効に活用し、防災に役立てようとする考え方に基づいて設置された施設で、以下の二つの役割を果たしている。

- ①地震・津波情報等を、二十四時間リアルタイムで的確に収集するとともに、それらの情報を地域住民および海岸利用者へ提供する。
- ②各地区にある、水門・陸閘を、遠隔操作により、一元的に集中管理し、水門・陸閘の閉鎖を速やかに行い、沿岸域の浸水被害を防ぐ。

津波対策ハザードマップ（つなみたいさくはざーどまっぷ）

津波ハザードマップは、過去の津波などによる浸水実績等にもとづいて、津波災害時における被害を最小限度に食い止めることを目的とし、予想される浸水の程度や避難情報等の各種情報を示した地図であり、緊急時の避難に役立てるものである。

汀線（ていせん）

「海岸便覧、(社)全国海岸協会」他によれば「海面と海浜との交線をいい、満潮汀線、干潮汀線などがある」とされている。

海岸工学では、漂砂や侵食について論じる場合に用いられる事が多く、この場合、対象としている現象は”平均的な海浜の位置”を表現しており、上述した海面とは、”平均水面(M. S. L. =Mean Sea Level)”を指している。

T.P.（ていーぴー）

T. P. とは、東京湾平均海面 (Tokyo Peil)の略で、全国の標高の基準となる海水面の高さである。東京湾中等潮位とも呼ばれる。実際の測量の基準点としては、日本水準原点が使われる。

突堤（とつてい）

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、汀線から直角方向に突き出して設けられた構造物で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の安定化を図る。

根固消波工（ねがためしょうはこう）

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力、波圧、波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などの前面に設置された構造物をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等のハンディキャップをもった人々が、日常生活の中で気軽に海に近づき、身近に自然に触れることができるようにするため、スロープの設置による海岸へのアクセス等を確保すること。これに加え、遊歩道の設置やトイレ・休憩施設等の利便施設整備も積極的に検討することが望まれる。

波浪推算（はろうすいさん）

波浪推算とは、天気図をもとに海域の推定を行い、その結果に基づいて適切な推算法により、波浪の発生・発達・減衰を推算すること。

漂砂機構（ひょうさきこう）

波や沿岸に発生する流れなどによって生じる土砂移動のメカニズム。一般的には、海岸線に対して平衡に移動する沿岸漂砂と垂直に移動する岸沖漂砂の2つの成分に分けて整理される。

漂砂系（ひょうさけい）

漂砂の主な供給源は河川である。それゆえ、河川流域および漂砂の移動する沿岸域をまとめて「漂砂系」と呼称する。また、河川工学においては流砂という用語が用いられる。

ヘッドランド工法（へっどらんどこうほう）

天然の岬地形に囲まれた海岸が長期間に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので、平坦な海岸線の比較的長い海岸侵食にヘッドランド（人工岬）群を設置し、隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、砂浜の安定化を図る。

保安林（ほあんりん）

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットビーチ

二つの岬に挟まれた比較的安定した凹型をした海浜形状のこと。

養浜（ようひん）

海岸に砂などを人工的に供給し、海浜の造成を行うこと。

離岸堤（りがんてい）

汀線より沖の方へ離れてほぼ海岸線に平行に設ける堤状の構造物で、その効果は2つある。1つは、波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で陸上部への波の侵入を防ぐ効果がある。もう1つは、海岸の砂が沖に流出することを防ぎ、背後に砂をためる効果がある。しかし、海岸線近くに設置すると、景観上の阻害要因になる場合がある。

陸閘（りっこう）

堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能なように設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設をいう。

潮位（潮位）

基準面から測った海面の高さ。

漂砂阻止構造物（ひょうさそしこうぞうぶつ）

沿岸漂砂が卓越する（年間またはある季節を通じて、どちらか一方に海浜砂が移動している）海岸において、漂砂による侵食被害を軽減させるために設置される施設（港湾・漁港の防波堤等の施設、突堤などの海岸保全施設、河口導流堤など）

水門（すいもん）

潮位の上昇や高い波から陸地を守るために河川や排水路を横切って設置される構造物。

護岸（ごがん）

基本的に陸域を高波・高潮・津波から守るための施設。